

# サルピスポート



## 帰国者の裁判を考える会

**THE PASSPORT** 2002.8.10 No.106

The Supporting Association for Trials of the Returnees(JRA concerned)

### 帰国者の裁判を考える会 (SATR)

〒105-0004 東京都港区新橋2-8-16石田ビル4F

TEL 03(3591)1301 救援連絡センター一氣付

<http://www3.tky.3web.ne.jp/~sper/index.htm>

E-mail sper@tky.3web.ne.jp

郵便振替 00120-2-398834

加入者名「帰国者の裁判を考える会」

年6回以上刊 定価 300円 年間 2000円(税込)

### 私たちの立場

- (1) 解散した日本赤軍の思想と実践から区別された、自立的地点に立脚している。
- (2) 司法権力の攻撃に限らず、少數・異端の者を精神的・物理的に排除しようという方向に働く現代日本の社会状況とはあらゆる場面で対決し、これを変革するために努力する。

## パレスチナ連帯

# 9・28 「インティファダ・アル・アクサ」

## 2周年記念連帯集会

実行委員会への参加呼びかけ イニシエイター準備会

2002年7月17日

第2次インティファダと呼ばれる「インティファダ・アル・アクサ」が開始された2周年記念日に、以下の主旨で、パレスチナ連帯集会を開催します。その実行委員会立ち上げへの参加を、広く、皆さんに呼びかけます。

去る6月27日に行われたカナダのカナナスキス・サミットでは、イスラエル軍によるパレスチナ人への民族虐殺と浄化の犯行に対する抑止策が合意されることが期待されていました。しかし、G8の首脳たちは、中東和平へ曖昧な関わりと展望を示すだけでサミットを終わらせてしまいました。そして、むしろ、サミット直前に出された米国大統領ブッシュの、パレスチナ自治政権・アラファトの更迭を要求し、建国を3ヵ年先に延ばす提案を支持するかのような決議を行い、今イスラエル軍が行っている虐殺と人権蹂躪については「何も起こっていない」かのような扱いで終わってしまいました。

今、パレスチナ問題は、最早世界の政府レベルでは、虐殺犯行を止めることも出来なければ、民族浄化の蛮行を抑止する努力も行い得ないのでしょうか。各国首脳にとって、あたかも忘れられた問題のように扱うことが出来ることなのでしょうか。首脳たちがにこやかな顔で外交をやり取りしている間にも、パレスチナでは、日々多くの家族が殺され離散を強いられ、生活を基底から破碎され尽く

そうとしているのです。

では、私たちもまた、このパレスチナの人々の窮状に手をこまねいて、このまま見過ごしていられるでしょうか。日本からはるか遠いパレスチナの問題だから、と見て見ぬ振りでやり過すことが出来るでしょうか。

いや、たとえ私たちの力は小さく、少しの志を抱いているだけの市民であっても、私たちなりの仕方で、パレスチナの人々が虐殺から自らを守り、独立して生きる為の努力を続けていることへ、何とか支援連帯の手を差し伸べたいし、それが出来るはずだ、と考えます。

また、強大なイスラエル軍に追い詰められ、その包囲下にあるパレスチナの人々からは、あくまで民族的な権利を守る為に抵抗戦争を戦い抜くという決意と共に、世界中の人々への国際連帯による援助を求めている声が届いてきます。

パレスチナの人々が最後の抵抗に徒手空拳で立ち上がる度に、それが自爆決意のものであれば「自爆テロ」と呼び、反対に、イスラエル軍が行う民族虐殺行為を「反テロ戦争」の一部だと容認している世界の世論に対して、パレスチナで今起こっている現実を是非直視して欲しい、という最後の叫びが届き始め、それに応えて、既に多くの心ある人々が力の及ぶ限り応えて行こうとしています。

私たちもまた、このパレスチナの人々が置かれている窮状を、先ず私たち自身

の力で学習して明らかにし、その上で、パレスチナの人々への支援連帯を何からどのように強化して行くべきかを明らかにし、一歩でも実践的な連帯の行動を起こしていきたいと思います。

2年前の9月28日は、当時閣僚の一員だった現イスラエル首相シャロンが、ある野望を抱いて用事もないのにわざわざ挑発のために、聖地エルサレムの管理についての国際合意をも無視して破り、聖職者の阻止も振り切って、回教徒の聖地アル・アクサ・モスクに大部隊の保安警察を引き連れて強硬視察を行った日です。それに対して、パレスチナの人々は自治政府の警察官を含めて、シャロン一行への抵抗と抗議のレジスタンスを開始しました。それが、「インティファダ・アル・アクサ」(=「アル・アクサの蜂起」)と呼ばれ、以降、イスラエル軍による横暴と無差別攻撃に対して闘い始めた記念日でもあります。イスラエル軍は、そのパレスチナ人の抵抗運動を力で押さえつけようとし、次々とパレスチナ人指導者への暗殺作戦を繰り返すなどして、やがてパレスチナ自治区への占領を開始し、包囲した難民キャンプでは無差別攻撃を拡大してきました。

現在のイスラエル軍による占領の繰り返しは、パレスチナ人の解放を求める抵抗運動の弾圧が狙いであり、「自爆テロへの報復」はその口実でしかないことも、あまりにも悲惨なパレスチナの惨状として、イスラエル軍の監視下で苦労しながら取材を続けた報道関係者や連帯運動家達の報告で明らかになってきています。

さて、その「インティファダ・アル・アクサ」の2周年を記念して、私たちは、これらの報道ニュースや連帯運動家たちの報告をよく学習した上で、連帯集会を開いていきたいと思います。

特に、9月28日の第2次インティファダの記念日には、現地からパレスチナの人々の代表を招待してパレスチナ人自身による現地の実情報告をしてもらい、それによって更に実情を踏まえた連帯支援の実行方法の研究に結論を出して行きます。

つまり、パレスチナの人々が欲し、そして日本の私たちが実行可能な、直接共同する連帯支援運動を、この集会から立ち上げて行きたいと考えています。

その「連帯集会」への参加を皆さんに呼びかけます。

(文責・足立正生)

#### 実行委員会立ち上げ会議：

8月12日（月曜日） 7pmから、  
日本キリスト教会館 4F

#### 連絡先：

Tel: 03-5368-4308  
新宿区河田町3-15 河田町ビル3F  
月刊「情況」編集部  
TL: 03-5368-4308  
Fax: 03-5368-4309



# 浴田由紀子さんからの便り

お元気ですか。

パレスチナは、かつてない苦しい夏のようです。現地からの報告に「ここはゲットーのようだ」とありました。イスラエル人たちがユダヤ民族への迫害の歴史から学んだことは、自分たちが受けた同じ「迫害と抑圧の技術」だけだったのでしょうか。そして、世界は、私たちは？歴史に学び、教訓をいかせる者であり続けたい。

浴田裁判は、7月4日に判決が行われて「懲役20年(未決通算2000日)」というものでした。そして7月17日、この判決に対して検察は控訴しました。あくまで被告人を「終生施設に閉じこめる無期刑」というこの国の刑法にない「超法規第1号」にしたいということでしょう。弁護団も控訴しています。無謀な政治・思想弾圧の前例作りにこの身を貸すわけにはいきません。全力で取り組みます。

第1審、とりあえず検察求刑の「終生の無期」は粉碎しました。しかし、法廷で読み上げられた判決要旨は、事実認定においてほぼ全面的に検察主張と統一公判認定を踏襲しています。その上で、1つ1つの事実の解釈を幾分ソフトにしたり、情状面での弁護団主張を採用することによってバランスをとった様子の「始めて政治判断と結論ありき」ということがミエミエの判決のように思えました。

争点であった超法規的釈放の効力については、その事実検証と判断を回避し、爆取違憲については、門前払いの扱いです。「自白の任意性・信用性」についても、当時の代用監獄処遇や取り調べ手法を肯定し、「法廷において、不合理な弁明をしていることは容認できない」(不利な情状)等と、裁判官自身の耳と目で知りえた事実よりも、密室で何十年も前に検事の書いた作文の方が信用できるという判断を行いました。(あろうことか「捜査段階の自供」は有利な情状として評価されている!!)とうてい容認できるものではありません。

一方、1つ1つの事実の解釈・情状の中で「確定的殺意」をていねいに否定して「未必の」と言い直していたこと、及び、時間の経過、時代状況

の変化を前提としてではあっても「反省と謝罪」を認められたこと、闘争の目的を被告人なりの「正義感」という言い方で全否定ではなく、それなりに「容認」したこと等は、これまでの東アジア反日武装戦線裁判から1歩前進ではなかったかと思っています。弁護団のていねいな立証活動と確信と熱意あふれる弁論、そして、証人になってくれた同志、友人たちの率直で誠実な証言が、否定しがたいものとして「東アジア反日武装戦線を担った者たちの真心」を裁判所も否定することはできないものにしてくれたと思っています。

多勢の仲間たちに支えられ、みんなの知恵と力を借りて、ようやくここまでくることができました。十分ではないけど、ここまで闘いで、ささやかな1歩を進めることができたと思っています。

ありがとうございます。

ところが17日になって検事は控訴しました。あらためて「これは階級闘争なのだ。被告は、権力にとらえられた捕虜なのだ」という古い言葉を思い出しました。世界中が「反テロ」と言えば何でもありな時代状況の中、何が何でも「テロリスト」にして、左翼、反体制、革命派には人権も、刑法体系も無用な前例作りに利用したいということなのでしょう。どう考えたってこの被告人自身は「終生閉じ込めなければならない」ほどの奴だとは思えないし、外に出しておいて害のある奴じゃないことは、18年の「釈放」が保証しているのですから……被告人(個人)が何をしたのかしなかったのか、によってではなく。

今彼らが必要としているのは「東アジア反日武装戦線メンバー、超法規釈放、日本赤軍メンバー」という看板を背負わせて、ミセシメに利用できる奴なのだ、ということをしっかりと自覚して、「今日1人への弾圧を許すなら、明日全人民への弾圧に道を開くことになる！」闘いに全力で取り組みます。

又、この間の有事法制法案を見ていると、法によって国、政府、自衛隊は守っても人民を守ろうとしない姿は、77年、検察が「合法的釈放」

であったといいつつ……いつどのようにその効力が取り消されたのかを示すことのないまま、あたかもなかったかのように、再び「被告」の自由を奪った「超法規的釈放」とそれをめぐる一連の出来事も、「法は国、政府等権力を守るものではあっても、1人1人の個人の人権を守るものではありえない」という同じ構造のように思えます。

ハイジャックという緊急時、私たちに「自由を与える」にあたって、国が法を犯さないための「決定」「手続」はしっかりとられました。しかし、その後の平時において、再び被釈放者の「自由を奪う」ための手続は、行われていないのです。こうした点についても明確にしていくような取り組みにしたいです。

加えて、権力に「テロリスト攻勢」の口実を与えてしまっているかつての私たちの闘いの不十分さもとらえ返し、克服し、あるいは人々の闘いの力にしてゆけるような取り組みをすることが、今ここにこうしてあることの役割だろうと痛切に感じています。それは又、ブッシュ

党の追随者たちによって「テロ」というひとことで切り捨てられようとしているパレスチナや、世界中の民族自決、反グローバリズム、反抑圧、反搾取、反差別……等等の人間の尊厳と自己・主権のための闘いを、ここから共に担っていくことでもあるはずです。

難局を勝利の土台へ!! これが私たちの合言葉です。こうなったら「終生の無期粉碎」などという防禦に留まらず、ここまでに積み重ねてきた地平をしっかり土台にして、「さらなる減刑へ」主導的な控訴審闘争にして行きたいと思っています。今まで以上にきびしい闘いになるでしょうが、がんばります。ひきつづき知恵と力と勇気とを貸して下さい。強いられた闘いを、総体が前進していく糧にしうるような、そんな姿勢で担いたい。

あつさがつづきます。人々はますます奪われ苦しめられていますが、仲間とつながり合うこと、共に在ることから、今を変え合ってゆきましょう。共に! 元気で!

ゆき子

## 戸平和夫さんからの便り

皆様、暑中お見舞い申しあげます。本当に暑いですね。官給のウチワが救いです。

7月4日は、浴田公判で無期求刑をうちやぶったというニュースがあり、暑さをすっとばしてくれた。浴田さん、弁護人、そして救援の人たちのたたかいの成果だ。

無期にできなかつた検察側は、やはり、控訴した。どうしても浴田さんを無期にしなければ気がすまないようだ。再び無期攻撃とのたたかいになるのでしょうか。第一審の無期を粉碎した成果の上にたたかっていけば必ず勝利できると思う。頑張れ!

### 1、私の控訴審

浴田さんの判決から丁度一週間後の7月11日に控訴審があった。丸岡さんが言っていたとおり、本当に愛想もクソもないものだった。浴田さんの勝利に続いて、私も意気込んでいたのに、結果は、大の字がつく失敗だった。控訴審

では被告人は弁論できないけれど、弁護人はできると思い込んでいて、検察側の答弁書への反論を控訴趣意書への補足として提出せず、弁護人に渡していた。しかし、公判が始まって、弁論の機会がないことがわかった。救われたのは、被告人質問で少し話せたことだった。これも十分ではなかつた。

裁判長は高裁第4刑事部の仙波厚、検事は高検の渡辺咲子だった。裁判の進行は、まず人定質問が行われた。そして、裁判長は、寒竹弁護人に、控訴趣意書について確認した。弁護人は、被告人の控訴趣意書を証拠として扱うことを確認。多分、ここで弁護人が趣意書への補足として弁論ができたのではないかと思うが、あの祭りだった。つづいて、裁判長は、検事に対して、答弁書の主旨に変更がないかを確認。検事は、「控訴は棄却すべき」という立場に変更はないことを確認した。

裁判長は、弁護人が申請していた足立さんの

証人尋問、被告人尋問について、検事の意見を聞いた。検事は素っ気なく、「両方とも必要なし」と回答。それを受けて裁判長は、被告人尋問のみを採用と裁定。

即、被告人尋問に入った。弁護人による質問は、超法規的釈放の状況、アエロフロート機での送還時における機長の対応、モスクワでのトップ・オーバー時の状況など。これは検事が答弁書において、送還時の拘束を、「航空機の安全に関する条約」をもち出して正当化したことへの反証のためだった。

最後に、第一審判決について、どのように考えているかを聞かれた。これが唯一の弁論となつた。

私は以下のようなことを述べた。

民主的で平等な社会を実現するためには、方にもまた民主主義的でなければならない、という総括から、法にもとづいて変革を実現していくなければならないという立場に立つたこと。その立場から自分の罪状を認めたこと。同じ立場から見た時、法の番人であるべき裁判所が、第1審判決で超法規的釈放を、「緊急事態でやむをえなかった」とか「有形力や強制力を行使していないので拘束ではない」とか、日本政府、警察当局を弁護し、その超法規性を指摘しなかつた。そこに問題を感じて控訴したこと。

送還の問題では、日本政府が3年間もの時間がありながら、レバノン政府と「犯罪人引き渡し条約」を結ぶなどの法的に解決する努力を何故行わなかつたのかを、裁判所は問うべきであること。日本政府は、レバノン政府が引き渡しを拒否した後も、法的に解決する努力をするより、レバノン当局の一部、ヨルダン政府と結託し、「偽装された引き渡し」という方法をとつた。そのために日本政府はロシア機をチャーターし、30名以上の警察官を動員した。これらは被告人らを送還するために行われたのである。裁判所は、これらが、何の法的根拠もなく行われたことを問わなければならぬこと。

もうひとつは、超法規的釈放の問題である。公訴権の問題を別としても、これによって被告人の犯情が悪いとすることには、問題があること。法治の前提是「事前に知らしめる」ことにあり、何も告げられないものを罰することはでき

ない。被告人らの釈放にあたって検事らは、引止められなかつただけでなく、釈放の条件について何も告げていなかつた。従つて、逃亡していたとして、被告人の責任とすることはできない。さらには超法規的釈放自身についていえば、政府は事実行為としての釈放しか決定していないこと。それは釈放に何も条件をつけていないことを意味する。従つて、この政府の決定が無効とされない限り被告人を国際手配したり、収監することは違法であること。以上のように被告人の犯情の問題にすることはできないと主張した。

検事の反対尋問は、クアラで合流したときの「犯人グループ」の名前を言えとか、わざと私が証言拒否をするしかない質問を三つしただけだった。この質問で、私が“反省”していないことを示そうとしたようだった。

それでおしまいだった。裁判長は、私を証言台に座らせたまま、判決公判の日程を弁護人、検事と調整し、次回9月5日午前10時に、判決を行うと宣言して閉廷。

弁護人の弁論はどうなつてゐるの？ と思つても、もうあとの祭りだった。

忙しい中、傍聴に来ていただいた方々にお礼を言います。中でも足立さんは証人として証言台に立つつもりで来ていたのにスイマヘンでした。証言に期待していたのに。

ということで、9月5日の判決は、全く期待できない。検事の答弁書への反論を十分やれていないので、上告をしたいのですが、まだ、決めではありません。

## 2、「パス」前号での丸岡さんからの批判

この紙面では、もうスペースがないので、別に書いていますので、そちらを見て下さい。ひとことだけ書いておけば、「モラルの問題」というのはもちろんそうだが、何故そのモラルが貫徹できなかつたのかを、個人の自覚の問題からだけではなく、その条件においても検討しなければならないということです。旧来の思想問題やモラルの問題として総括することだけでは同じことを繰り返す、ということが教訓ではないかと思います。

### 3. パレスチナ情勢について

米国ブッシュ大統領がサミット前に発表した“中東和平構想”は明確に米国がイスラエルの代弁者になったことを示すものだ。これは“中東和平”を遠のかせた。この“和平構想”は、シャロン首相が主張していたアラファト議長の排除を眼目にした自治政府改革を条件としてパレスチナ国家を承認するというものだった。しかも、新たな3年間を暫定期間として最終的な国境線を確定するというもので、暫定自治というイスラエルの支配現状を継続するものでしかない。

このような“和平構想”には、当然パレスチナやアラブ諸国だけでなく、EUやロシアも反発した。とりわけ、パレスチナ民衆によって民主主義的に選ばれたアラファト議長の排除を条件としていることを批判している。明らかに、それはパレスチナ民衆の主権を否定するものでしかない。

もちろん、現在の自治政府は改革は必要とされているが、それは米国やイスラエルに都合のよいものであってはならない。あくまでパレスチナ民衆が求めるものこそが実現されなければならない。

現在の状況を脱するためには、米国の力に依存することはできない。それは、イスラム主義者や民族主義者のようにイスラエル国内の民間人の自爆攻撃の道を選ぶことではない。

この間、パレスチナの知識人たちによるイスラエルの民間人への自爆攻撃を止めるよう呼びかける意見広告が、パレスチナ紙に掲載された。これはパレスチナ民衆の中から現状を変えていこうという動きがあらわれている。これは評価されるべきだと思う。

和平やパレスチナ国家の樹立が、米国の仲介やイスラエル政府の譲歩が期待できない以上、パレスチナ民衆の手でかちとられていかなければならない。それは、イスラエルの民間人を攻撃することではない。第一には、パレスチナの現在の分裂している状態を克服することである。イスラエルは、パレスチナ民衆の間の分裂を利用している。パレスチナ自治政府の改革は、パレスチナ民衆が自治政府の下にひとつになれるものでなければならない。

第二には、イスラエル民衆を敵とするではなく、平和と共存をもとめるイスラエルの人々と共同していくことである。それなしには平和も、共存も実現することはできない。イスラエルの民衆にとってもシャロン政権の戦争政策は耐えがたいものがあり、和平と共存こそ、彼らの利益でもある。

イスラム主義者や民族主義者の一部は、レバノン方式の開放を目指しているが、南部レバノンの抵抗闘争においては、非戦闘員への攻撃は行わなかった。そのことによって抵抗闘争の政治的優位を維持していた。抵抗闘争をテロとして非難することは、イスラエルと米国以外はできなかつた。この闘い方は、彼ら以前に南部レバノンにいたパレスチナ武装勢力のあり方の総括から来ている。パレスチナ武装勢力は南部レバノンからイスラエルの戦闘員、民間人を区別せず攻撃し、イスラエルに反撃の正当性を与える。南部レバノン住民がその被害を受けた。この教訓から南部レバノンの抵抗闘争は、軍事目標に対してのみ攻撃してきた。イスラエルが無差別攻撃をしてきた場合にのみ無差別攻撃でこたえた。パレスチナ解放闘争の正当性を失わせるようなイスラエル民間人への無差別攻撃は、レバノン方式ではなく、旧来のパレスチナ武装勢力のやり方だった。

また、南部レバノンと違い、西岸とガザはイスラエルの権益と直接結びついており、武装闘争のみによって、占領を終らせるることは困難である。憎しみからの報復のみでは暴力の連鎖を拡大するだけである。

7月22日自治政府とハマスが自爆攻撃停止に合意した直後に、イスラエル空軍のF-16が、ハマスの指導者の住居を爆撃し、ハマスの指導者だけでなく住民12人を死亡させ、100人負傷させた。イスラエルの意図は明らかだった。自治政府とハマスの合意をつぶし、ハマスの自爆攻撃を挑発することであった。イスラエルは占領を維持し、パレスチナ人の抹殺を正当化するために自爆攻撃を必要としているのである。

# 戸平和夫控訴趣意書

東京高等裁判所第四刑部御中  
有印私文書偽装・同行使、偽装有印私文書行使事件  
被告人 戸平和夫

被告人は、下記の理由をもって、第一審判決(二〇〇一年一月二十日宣告)を不服として控訴する。  
二〇〇二年三月二五日  
被告人 戸平和夫

記

## 一、第一審判決は日本国憲法第三一条に反している。

① 日本国憲法第三一条は、「何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」と規定している。しかし、第一審判決においては被告人が日本赤軍構成員であったことをもって、日本政府、日本警察当局による「法律の定める手続き」によらない拘束、そして強制送還を正当化している。これは憲法第三一条に反している。

この憲法第三一条は、民主主義国家の基本をなすものであり、国民の基本的人権を国家権力の恣意的行使による侵害から守るための要である。とくに「法律の定める手続き」を絶対的な要件としていることは重要である。なぜなら、国家権力の執行者を「法律の定める手続き」に厳格に従わせることによって、恣意的な権力の行使による人権の侵害や民主主義の破壊を防止できるからである。逆に「法律の定める手続き」を厳格に適用せず、恣意的な権力の行使を許せば、人権が侵害されるだけでなく、民主主義を否定するものになる。そのため、民主主義と人権を尊重する諸国の憲法に含まれ、これは普遍的な原理としてある。

「世界人権宣言」の第九条では「何人も欲しいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない」と規定されており、また「市民的及び政治的権利に関する国際規約」では、その第九条の一で「すべての者は、体の自由及び安全についての権利を有する。何人も恣意的に逮捕され又勾留されない。何人も法律で定める理由及び手続きによらない限り、その自由を奪われない」と規定している。すなわち、国際的にも、どの国も、これを遵守しなければならない。

アメリカ合衆国においては、有名な憲法修正第五条において「何人も、いかなる刑事事件において

も自己の不利益な供述を強要されない。また正当な法手続き(デュープロセス オブ ロウ)によらなければ、その生命、自由または財産を奪われないと明確に規定している。

フランスにおいては、一七八九年の「人および市民の権利宣言」の第七条において「何人も、法律により規定された場合で、かつその命ずる形式によるのでなければ、訴追され、逮捕され、また拘禁され得ない。恣意的命令を請願し、発令し、執行し、または執行させる者は処罰されなければならない」と規定している。ドイツにおいては、一九四九年のボン憲法第一三条において「人身の自由は侵されない。どのような形式の監禁、身体の検査または捜索も、理由を付した司法官権の令状により、かつ法律に定められた場所と方法とによる以外には、許されない」と規定している。

以上のように日本国憲法第三一条と同内容の規定が民主主義と人権を尊重する諸国には存在する。すなわち、憲法第三一条の規定は、普遍的であり、かつ民主主義と人権の尊重にとって根本をなすことを示している。正当な法手続き、法と法にもとづく形式によって行われない国家権力の執行を積極的に排除し、違法として、そのような人権の侵害をうけた人を救済するものである。

② このような民主主義と人権尊重の根本を為す法の無視ないしあは軽視によって、どのような結果が生まれるかは、昨年九月一一日の同時多発テロ以降の米国を見れば明らかだ。

米国ブッシュ政権は、9・11同時多発テロを犯罪として扱わず、「戦争行為」であると決めつけ、法によって処罰することではなく、報復の対象としました。その結果、米国憲法及び国際法を無視し「反テロ」という大義名分のもとに軍事力による報復戦争を現在も続けている。この報復という行為は、法の下での公正な解決をもたらすよりは、報復を受け、またそれに巻き込まれた人々にとっては、新たな侵害となり、そこから報復の悪循環を生み、流血のサイクルは無限に続く。それは現在のイスラエル・シャロン政権の状況を見れば明らかである。

第一に、アフガニスタンのタリバーン政権の打倒を米国は軍事力をもって行ったが、これには何の法的正当性もない。米国がタリバーン政権に対して、ウサマ・ビン・ラディン氏の引渡しを要求したが、タリバーン側が、その証拠の開示という当然の

要求をしたのを無視し、政権そのものの打倒を行った。戦争行為としては宣戦布告もせずに開始している。国家と国家という関係を前提とする国際法においては、犯人の引渡しは二国間の合意が前提となるにもかかわらず、一方的に軍事的圧力をもって強制しようとしただけでなく、タリバーン政権の正当な要求を無視し、その政権をも破壊し、アフガニスタン国民を巻き込んだ報復戦争を続けている。しかも、目的であったウサマ・ビン・ラディンはいまだに確保されていず、一般市民を含む四千人近い人命が奪われている。それは、すでに同時多発テロでの犠牲者を上回っている。

第二に、不法な戦争行為であるが故に、米国軍が捕虜としたアルカイダやタリバーンの兵士を戦争捕虜として扱わず、ジュネーブ条約の適用を拒否した。また、犯罪者として米国憲法を適用することも拒否し、一切の法的地位を捕虜に与えず、彼らを米国政府の恣意の下で扱おうとしている。これは法治を否定するものである。

第三に、このような米国ブッシュ政権の姿勢は、米国内において米国市民が同じ米国市民であるアラブ系市民やイスラム教徒に対して、また外見上似ているというだけで、私的な報復を行うという無法な状態を作り出した。それだけでなく、法の執行機関自身がすんなり不法な報復行為を行っている。例えば、同時多発テロが起こると同時に、米国内に収監されている「テロリスト」や「アラブ」系の囚人は、何の法的根拠もなく懲罰房へ送られ、獄中者の最低限の権利さえ一方的に奪われた。コロラド州刑務所に入れられている菊村氏によれば、彼は突然懲罰房へ送られ、二ヶ月間にわたって外部の交通やその他の権利を奪われ、警務所長は、彼に対して、公然と、同時多発テロの報復であることを宣言し、米国憲法による保証はせず、自分が好き勝手にやれるのだと繰り返し言っていたそうである。まさにここに法治が捨てられた姿がある。

また、アラブ系米国人に対する抑圧だけでなく、米国政府の不法な報復戦争への批判をする人々も抑圧されるようになっている。

米国は民主主義と人権尊重の国であったはずであり、他国に対しても、その立場から批判してきた。米国はすでに引用した米国憲法修正五条などの人権条項を先駆的に採用している国であり、その法治による人権尊重はすぐれていた。たとえば、一九六六年の「ミランダ判決」において、「拷問などを用いることがないとしても、身体的拘束中の取調べ」という事実それ自体が個人の自由への重い足

かせとなり、個人の弱点につけこむことになる」「これは肉体的強要ではないが、それと同様に人間の尊厳を破壊する」として自白の証拠能力を否定するという法治の徹底という進んだ法を持っていた。

にもかかわらず、米国ブッシュ政権が、同時多発テロへの復讐心にもとづき、自ら法治を否定し、報復戦争を行っていることが、米国自身の中で、民主主義と人権を否定するものになっている。

ひるがえって、日本はどうか？　日本の憲法においても第三一条だけでなく、第九条などの平和、民主主義、人権尊重という点において世界に誇れるものをもっている。しかし、小泉政権は、米国の民主主義と人権を否定する報復戦争を支持しただけでなく、米国にならって、自らの憲法を否定し、米国の不法な戦争を支援するために自衛隊を派遣している。憲法第九条で「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動による戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」と述べている。このような憲法の規定からどのように解釈しても、武力によって紛争を解決しようとする米国を軍を派遣して支援するということは出てこない。このような憲法違反の行為も「反テロ」という口実によって正当化されている。

これは米国と同様の路に日本を導く事にならないだろうか？

「反テロ」という大義名分をかけることによって、法治が否定されることは、被告人ら旧日本赤軍に対しても行われている。被告人らを「凶悪なテロリスト」とすることで、憲法や刑事訴訟法に反した日本政府、日本警察当局の行為が、裁判所によって肯定されたことは、日本を米国のような無法な社会に導く事になる。

③ 憲法にもとづくならば、被告人らが服役していたレバノンから身柄の引渡しを受けるためには、レバノン政府と犯人引渡し条約を締結することから始めなければならなかった。ないしは、レバノンと日本の国家間の合意を形成しなければならなかつた。これは条約を締結していない相手国の国内法に従うことを前提とするものである。

レバノン政府が引渡しを拒否した理由のひとつは犯人引渡し条約が日本との間で存在しないことであった。これは日本の逃亡犯人引渡法においても、第四条において、「引渡請求が引渡し条約に基づかないで行われたものである場合において、逃亡犯人を引き渡すことが相当でないと認められたと

き」は、法務大臣は審査の請求をしないこと、すなわち引渡しは否定されることになっている。レバノン政府の日本からの引渡請求を拒否したのは、日本の法律に照らしても正当なものであった。

果たして、被告人らが服役していた三年間に条約を締結するための努力、すなわち、「法の定める手続き」に基づいた引き渡しのための努力を行ったのであろうか?少なくとも、被告人ら、またレバノン国民の眼から見れば、日本政府は小国レバノンをあなどり、政治的、経済的圧力によってのみで解決しようとし、正常な法的関係をつくる努力は全くなされなかった。そのことを端的に示すのは、レバノン政府が求めていた正式な引き渡し請求の書類は、一九九九年一二月になってはじめて提出されたという事実である。

レバノン政府は当然レバノン法に照らして日本の要求を拒否せざるを得なかった。その結果「正当な手続」によらない方法によって、いわゆる「偽装された引渡し」が行われたのである。このような「偽装された引渡し」が、くりかえし旧日本赤軍の構成員や関連者に対して行われてきた。

この方法は、「我が国から相手国に対して正規に逃亡犯罪人の引渡請求をするものではない。むしろ、相手国の出入国関係の法令により、相手国がいわば一方的に当該犯罪人を国外に退去させるのを利用して、その身柄を確保するものであって、今後同様の犯罪者がその国から我が国に逃亡してきた場合に、我が国が拘束する前例とならず、公式の外交交渉の持つ形式性、非迅速性が避けられるばかりか、一、二の方法(一、条約に基づき引渡しを請求する。二、条約のない国に対して外交関連を通ずる等をして、相手国の国内法に従うことを前提として引渡しを請求する)の持つ種々の難点を回避しうる点できわめて実際的である」(「実務刑事手続法」河上和雄)として、法律の厳格な適用よりも国家権力の行使の効率のみを優先する考えに立つものである。

その結果、「偽装された引渡し」に関わった警察官は、常に公判の供述において、その関与を否定してきた。あたかも引き渡された者が自ら進んで日本に戻って来て逮捕されたかのような証言を繰り返してきた。その違法性のために、その関与を否定せざるを得なかつたのである。それを問うべき裁判所も、引き渡された者が抵抗しなかつたり、逃走しようとしたことをもって、合法としてきた。裁判所がその役割を否定し、行政権力と一体となっていた。

しかも、この考え方は、外国領土においての日本官権による誘拐や、強制逮捕連行、国外移送などの明確な主権侵害行為でも、侵害された国からの抗議や容疑者の再送還の要求がされない限り、「違法な逮捕であっても勾留は適法」とするような全く憲法に反する行為を当然のことのように肯定することになる。

被告らの場合は、これまでのケースからエスカレートし、日本政府が特別機を仕立て三十名以上の警察官を動員して行われているにもかかわらず、裁判所は不法な拘束・連行を違法としなかつた。まさに護送用の特別機と警備・連行の警察官の存在の意味が誰が考へても明らかであるにもかかわらずである。これまでの「偽装された引渡し」においては、通常便で、数人の警察官が連行するという形態で、逃げる機会があったにもかかわらず、逃げなかつたので、自らの意思で戻ってきた等というようごまかしが行なわれてきた。しかし、被告人らのケースは、一般乗客もいらず、飛行機から出されることもなく、三十名以上の警察官に包囲されている条件にあり、他の条件に比べて、逃げることも、抵抗することも困難な条件にあったこと。そのため、被告人らのケースは、「偽装された引渡し」であることは否定できない。

当然ながら、第一審判決では、「なお、日本政府が事前にアエロフロート機をチャーターしていること等からすると弁護人が指摘するとおり、日本政府がレバノン、ヨルダン両国に前処のような処分等を行うように働き掛けて、正式な犯罪人引渡しの手続によることなく、被告人らの日本への送還を実現したものであることは否定できない」と述べ、日本政府が正規の法的手続によらないで、引渡しを実現したものであることを認めている。

にもかかわらず、第一審判決は、前記の文に続けて、「しかし、日本赤軍がクアラルンプールにおける人質事件等の重大な犯罪を敢行した組織であること等を考えると、日本政府がそのような働き掛けをしたことも十分理由のあるところであり、結局のところレバノン政府がその主権に基づいて執った措置であることに変わりはなく、その点を殊更に問題視することは相当でない」と否定している。

要するに、凶悪な日本赤軍が相手なのだから、正式な手続など重要な問題ではないと言っているのである。また、レバノン政府の主権の問題としているのも、レバノン政府が自らの法に照らして日本への引渡しを拒否したにもかかわらず、それを「偽装された引渡し」へ変更させられたのは、日本政府の

圧力の結果である。そのためレバノン政府は、自らの法に反して、レバノン国民にも、被告人らの弁護人にも秘密のうちに強行したのである。

さらに、日本政府、日本警察当局の直接的行為であるジョルダンから日本まで送還について、第一審判決は、「また、ジョルダンから日本に向かうアエロフロート機では、外務事務官の併任を受け警察官を含む日本人約三十名が同乗して、被告人らに対して身体検査を行ったり、機内での自由に動き回ることを事実上制約していたことがうかがえるものの、手錠等を使って拘束したり、被告人らの身体を押さえつけるなどの有形力を行使したわけではないから、これは航空機の飛行の安全を確保するために必要な許容範囲内の行為と見るべきである」と述べている。

しかし、第一に、どのような法に基づいて「身体検査」や「自由に動き回ることを制約」していたのか明らかにされるべきである。アエロフロート機に強制的に搭乗させられた際に、逮捕状も、収監状も、身体検査令状も何も示されず、外国の領土で、かつ外国籍の航空機内で、どのような法に基づいて、このようなことが可能なのか？

第二に、「有形力」の行使は、特別機を用いること、それに強制的に搭乗させ、三十名以上の警察官によって包囲していること、そのものがそうである。わざわざ手錠や身体を押さえつけなくても、十分な有形力は存在していた。

非人道的な「有形力」が行使されたレバノンからジョルダンへの移送においては、中東航空の一般乗客と同乗し、かつ同行のレバノン官憲と思われる者は四一五名であった。このような条件であつたため、目隠し、後ろ手錠、足かせ等によって制圧したのである。それに比べて、一般乗客が存在せず、警察官らの意のままになる完全な密室となる特別機を使用し、警察官三十名以上が包囲すれば、目隠し、手錠、足かせがなくとも被告人らを制圧できる条件にあつたのである。すなわち目隠し、後ろ手錠、足かせと同じ「有形力」が働いていたのである。

例えば、拘置所内で被告人らを移動させるのに手錠をしたり、体を押し付けたりして連行はしない。警務官と話もする。しかし、そのことによって被告人らが拘束され、自由を奪われているという事実には変わりはない。「有形力」の存在は、拘置所という場で囲まれ、多数の警務官によって看守されていることにあるのである。手錠をされていないこと、体を押し付けられるなどしていないこと

は、自由であることを意味しない。日本政府も、警察当局も、違法行為を行っていることを知っているので、手錠等で制圧するのではなく、特別機と三十名以上の警察官による「有形力」で制圧したのである。

第三に、拘束することが航空機の安全を確保するためだけに必要だったのであれば、すべての航空機の乗客に対して、警察官が被告人らに対してのように、一步も動かないように包囲し、用便すら自由にさせないようなことをするのだろうか？通常の航空機の安全のためには、このような措置はとらないであろう。あくまで、強制連行するためには抵抗させないようにするものでしかない。拘束して日本まで強制送還するためのもので、これを「航空機の飛行の安全を確保するために必要な許容範囲内の行為」というのは、裁判所自身がこの違法行為に口実を与え、隠そうとするものとしか考えられない。

さらに判決文は「警察官らは被告人らが抵抗した場合には、それを排除して、日本まで連れて帰る考えであったと推認できるが、実際には、被告人らは警察官らに対して、抵抗したり、格別の異議を述べた事実はなかったのであるから、結局のところ機内において、日本の官憲による強制力の行使があつたと見ることはできない」と述べている。

第一に、この判決文が推認しているように、疑いもなく警察官らは、被告人らを日本まで確実に連行することを任務としていた。そのため警視庁の豊見永氏らを先にペイルートに派遣し、レバノン当局と交渉させ、さらに特別機をチャーターし、三十名以上の警察官を動員して、この「偽装された引渡し」を実行した。これらの一連の過程すべてが強制力の行使である。

日本の意向を受けたレバノン官憲と思われる者が、被告人らに目隠し、後ろ手錠で腕をからませ、足かせをされ、行き先も告げられずに、ペイルートからジョルダンに運ばれ、ジョルダンでは、ジョルダン官憲の手によって、強制的に特別機に搭乗させられ、特別機内で三十名以上の警察官に包囲されて、成田空港まで連れてこられた。行き先も告げられず、同意も求められず、強制力の行使によって、日本まで連れて来られているのである。

第三に、「抵抗したり、格別の異議を述べた事実はなかった」とし、私が同意して、自ら進んで特別機に乗っていたように述べられているが、事実とは違う。

ルミエ刑務所に被告人らが居る時に、在レバノ

ン日本大使館員が送還についての意志を確認にきた際に拒否しており、更にアンマン空港で特別機への搭乗を拒否し、抵抗しようとしたものを二人のジョルダンの私服警察官によって押さえつけられ、力づくで機内に押し込まれた。その中では、三十名以上の日本警察官によって包囲され、機内の奥の方へと連行された。そこで被告人は拒否しているにもかかわらず、強制的に身体検査が行われた。

以上のように、日本への送還については異議を述べ、特別機への搭乗も拒否したし、また抵抗もしたが、それらが無視され、制圧された状態であった。このことは公判でも供述しているにもかかわらず、無視されている。

加えて言えば、航空機内で被告人が抵抗すれば、そこで航空機の安全に関する法に触れることになる。そして、被告人らへの拘束が合法となり、被告人らには新たな罪状をつけられることになる。被告人らが航空機の安全を脅かしていないのに拘束していたのは違法なのである。

第三に、被告人らは当日の午後二時頃からジョルダンのアンマン空港に到着した午後六時頃までの四時間、レバノン官憲と思われる者たちから非人道的な仕方で拘束されていた。かつ被告人らは六十歳前後二人、五十歳台が二人という中高年で、その肉体的な消耗は激しく、一人は腰を痛め、他の者も、その手がグローブのように腫れ上がっており、長時間にわたって拷問を受けていた状態にあった。更に、ジョルダン官憲によって力づくで抵抗を抑圧され、特別機内に押し込まれた。このように一貫した非人道的な強制力の行使を受けており、被告人らの状況は、特別機という密室で三十名以上の警察官に包囲されている状態は、十分な強制力として働いていたのである。

また、先にあげた例をあげれば、私が拘置所の中で抵抗しているかおとなしくしているかには関係なく、強制力の行使によって拘束されて拘置所に入れられているのである。問題は、どのような法によってこの拘束が為されたかである。

以上のように、第一審判決文において、明らかに日本政府及び警察当局の「正当な法手続き」に基づかない行為を正当化するために事実を歪めている。このような明確な憲法違反の行為が合法とされるなら、国家権力は、人権を侵害してほしいままに振る舞うことになる。

また、このような行為が正当化されているのは、法の厳守よりも国家権力行使の効率を優先させて

いるだけではなく、被告人が日本赤軍の構成員であったということに基づいている。裁判所は、このようなあり方を改め、日本政府、日本警察当局の憲法違反の事実を認めるべきであり、「逃亡犯人引渡し」を正当な手続をもって行うようにさせるべきである。

## 二、第一審判決では、被告人が最終弁論で述べた日本政府の旅券法に反する行為について判断が示されていなかったので、再度提起する。

日本政府は、被告人ら用に「帰国のための渡航書」を在ジョルダン日本大使館に発給させ、それを成田空港での入国手続に使用させた。

旅券法第一九条の三の一項において「外務大臣または領事館は、外国にある日本国民のうち次の各号に該当する者で本邦に帰国することを希望する者に対し、その申請に基づいて必要があると認められる場合には、旅券に代えて渡航書を発給することができる。」

一、旅券を所持しない者であって緊急に帰国する必要がありかつ、旅券の発給を受けるないとまがない者

二、旅券発給を受けることができない者

三、第一九条第一項の規定による旅券の返納命令に基づいて旅券を返納したる者」とあり、その原則は、日本帰国を希望している者で、自らの申請によるとされている。

ただし、同第四項において「外務大臣または領事館は、第一項各号の一に該当する者の帰国のために特に必要があると認められる場合は、前三項の規定にかかわらず、渡航書を申請に基づかないで発行し、または出頭を求めることなく渡航書が確實に受領されると認められる最も適当な方法によりこれを交付することができる」としている。「三項の規定にもかかわらず」としており、その第三項は本人の申請と交付手続を規定していることから、第四項の場合でも、本人が日本へ帰国を希望していることが、「帰国のための渡航書」発行の要件としてある。

しかし、被告人らは、すでに述べたように、日本への送還について意思を確認にきた日本大使館員に、帰国の意思がないことを示していた。にも拘わらず、決して申請もしていない「帰国のための渡航書」をいまだ私たちがジョルダンに着く前から在ジョルダン日本大使館は発行していた。これは旅券法第一九条に違反している。

また、もし、仮に第一九条の三の第四項の規定

が、本人の申請無くして発行できるということは、本人に帰国の意思がなくても渡航書を発行できる場合であると解釈し、発行していたのであるとするならば、在ジョルダン日本大使館は、被告人らの意思にかかわらず、「帰国させる」という強い意志をもっていたことの何よりの証拠である。当人が帰国を希望しなくても帰国させるということは、即ち本国への強制送還である。ジョルダンは被告人らを日本への強制送還できる法的根拠を有していない。

すなわち、ジョルダンからの退去は直ちに日本への帰国を意味するものではない。本人が希望していないにも拘わらず強制的に日本が帰国せらるるのは、まさに犯罪人引渡しの場合だけである。日本は、この手続きを一切とらずに渡航書一枚でこれを済まそうとしたものであり、その違法性は高い。

### 三. 量刑不当

第一審判決で、実刑懲役二年六ヶ月未決算入四七〇日となっていたが、被告人の有印私文書偽装・同行使、偽装有印私文書行使という罪状で、かつ、その罪を認めているにもかかわらず、実刑とされたのは量刑不当である。

被告人に対する量刑は三年以下であり、かつ初犯であるので、十分に執行猶予の条件がある。さらに、同様の文書犯罪に問われた足立正生氏、山本万里子氏、また吉村和江氏らは、いずれも被告人と量刑がほぼ同じでも執行猶予がつけられた。被告人だけが執行猶予とならなかつたのは不当である。

被告人を実刑としたのは、検察側の意図に沿つたものである。検察官は、被告人を執行猶予にさせないために、不當に重い四年を求刑した。論告で、その根拠を、重信公判、和光公判での証言が検察側の思い通りに被告人がやらなかつたことへの報復であることを明らかにしていた。被告人が真実を供述したにもかかわらず、「ウソをついて庇つた」と決め付けた。

判決文において、さすがに検察側の言いがかりを受け入れてはいないが、四年の求刑へのバランスとして、被告人への実刑が科せられている。

その上、判決文においては、実刑にする根拠として「被告人は判示第一の犯行により、勾留の上で起訴され、公判開始直前の状態であったのに、前期のとおり、超法規的に釈放されて、長期にわたって外国を逃亡中に、判示第二、第三の同種犯行に及んでいるのであって犯情は悪く、この点は量刑の上で見逃すことはできないというべきである」と述べ

ている。

しかし、超法規的釈放は、被告人の意思であるよりも、日本政府の決定に従つたものであること。ところが、日本政府は釈放の際に旅券を被告人に発給したにもかかわらず、それを被告人に渡さず、何の身分の保証もないまま外国へ放り出したのである。その上釈放したにもかかわらず、国際手配がなされたため、身の安全のために判示第二、第三の犯行を行なわざるを得なかつたのであり、これを被告人の責任として、犯情を悪くするものとして扱うべきではない。

以上から、被告人を執行猶予とすべきである。

### 四. 事実誤認なので以下の点は変更されたい。

●「三 判示第二及び第三に関する検討」の[二]で、「被告人は、このレバノンの国外退去処分が、先に同国がした閣議決定に反する旨を問題とするが、政府がいったんした決定を変更することは可能であるし、十分考え得るのであって...」と述べているが、被告人は、「国外退去処分」がレバノン閣議の決定に反していると主張したのではなく、閣議決定は日本に被告人らを引き渡さないとしていたのに、「国外退去処分」を装つて引渡しを実行したことを問題としたのである。「国外退去処分」自身は、決定に反しているわけではない。

●同じ節で続けて「また、同国が被告人の亡命を認めない決定をしていないことからすると、亡命権ないし、その期待権の侵害という主張は前提を欠くというべきである」とされているが、被告人らが亡命を求め交渉していたのはレバノン政府だけではなかつたことは、公判で明らかにしている。具体的には、ドイツなどとも交渉し、「国外退去」の際にも亡命ができるようにしていたのである。従つて、レバノン政府が被告人の亡命を受け入れを決めなかつたということをもって亡命権ないし、期待権の侵害の主張の前提を欠くということはない。レバノン政府によれば、ジョルダン政府が被告人らにビザも発給し、一時的に受け入れたことで、ジョルダンに「国外退去」させたと弁明しているが、この「国外退去」を日本への引渡しに変更させたことに、日本政府がそのように強要したこと、亡命権の行使を不可能にさせたことが問題なのである。

●「一 前提となる事実関係」のところの「2」において、「また被告人は両脇の日本人に対して『この飛行機は日本に行くんですかね』『何時間かかるのですか』と話し掛けたりしたが、日本に行くこと

を拒絶したり、あるいは自由に動きたいという格別の意志表示をしたことはない」とされているが、被告人が公判において供述したのは、警察官らは、どこへ被告人を連れて行こうとしているのかについて回答せず、また、どのような権限において被告人を連行していくのかと問うても回答せず、警察官らは黙秘を続けていたという事実についてである。しかし、判決文はあたかも、それらの問い合わせに警察官らが答え、被告人が日本へ連行されることに合意しているかのようにゆがめられている。

更に、「自由に動き回りたい旨の格別の意思の表示」も、そのような状態で全く無視され、用便に行くだけでも、警察官のチーフらしき男に確認しか

つ用便までの通路の体制をとり、警察官が四人同行することでのみ許されるという状態であり、一人で動くことを、そこでは否定されているのである。また、用便の途中で、体調を悪化させていた足立氏とその機会を使って話をしようとしたら、それを拒否され、席まで連れ戻されたのである。このような状態を普通、自由に動き回りたいという意思が具体的に否定されている状態であるのではないかだろうか。

いずれにしても、判決文では、すでに述べた抵抗したり拒否の意思を示さなかったから、同意していたという結論のために事実がゆがめられている。



# 丸岡修人権救済申し立て書

第二東京弁護士会・人権擁護委員会宛  
2002年5月24日  
人権救済申立ての要旨 丸岡修

読売新聞社の捏造記事によって、受刑中の丸岡修の名誉が著しく毀損されたことについて、人権救済を申し立てるものです。

## 1. 申立人について

現在51歳。1987年11月東京都内で逮捕され、88年2月までに「旅券法違反」「ダッカ・日航機ハイジャック事件」「ドバイ・日航機ハイジャック事件」の3件で起訴された。最初の現行犯逮捕理由の「公務執行妨害」は令状なく身柄拘束するために(使用旅券と帰国便が公安当局に把握され香港から監視下にあった)、公安警察官が勝手によろけての違法逮捕が明らかだったので不起訴釈放の処分になり、警視庁玄関で再逮捕された。

2件の「ハイジャック事件」について無関与・無実を主張したが認められず、最高裁まで争ったが、2000年4月に上告棄却が確定し、同年6月に宮城刑務所に移監されて現在に至っている。

## 2. 読売新聞社による虚偽報道

「読売新聞」は本年1月27日付全国版(朝刊)社会面において、特集記事『安全メルトダウン第一部テロとの攻防4』を掲載した。「若王子さん誘拐事件に日本赤軍の影」とし、申立人がたかも1986年にフィリピンで発生した同事件に関与していたかのように書いた。一部の地方版には「丸岡受刑者動かぬ『物証』とする中見出しまでつけていた。

本文記事では、申立人が「大量の航空券コピーと数十枚の十ドル紙幣を持ち」、「北京や北朝鮮まで足を延ばしていた」、「(脅迫状が投函された)郵便ポスト近くのホテルに宿泊した」などとし、更に「数十枚の十ドル紙幣を調べると、身代金に支払われた紙幣番号と一致し」とまで書いた。しかし、これらは後述する通り、全くの虚偽なのである。「動かぬ物証」なる物は存在していない。

## 3. 反証

申立て人が拘束され、そのご四次に渡って押収された所持品の中に、「数十枚の十ドル紙幣」も

「大量の航空券コピー」も存在しない。十ドル紙幣はわずかに二枚のみであるし、航空券コピーに至っては一枚もない。これらは、警視庁公安第一課発行の「押収品目録交付書」に明らかであり、これが事実である。

また、申立人が「北朝鮮」に行った事実は無い。「脅迫状の投函ポストについて」申立人が知る由はないが、これも読売新聞社の想像の産物であろう。

何よりも実際に「身代金に支払われた紙幣番号が一致し」ていたのであれば、申立人は逮捕され起訴されていた筈である。ところが、参考尋問さえ無かった。雑談の話題として、取調べ担当の公安警察官が「若王子事件は左翼がやったんだろうなあ。逆だったら本当に指を切断していたはずだ」と喋ったのが唯一である。「動かぬ物証」なる物は存在していないのである。

## 4. 読売新聞社に対する抗議申し入れ、同社の対応

申立人は、3月13日付の内容証明書を同社に送付した。本件記事が事実に大きく反しているとの指摘をした上で、記事の訂正並びに謝罪を全国版誌面に掲載するよう求めた。上述の「物証」なる物が存在しないことは、東京地方検察庁に問い合わせれば判明するとも教えた。にも拘わらず、同社は代理人弁護士を通して4月1日付の回答書を寄こし、「十分な取材に基づいており、内容に誤りはない」と開き直った。真偽を確める努力を全くせず、デマ情報は流し得とばかりに開き直っている。これが同社の本質なのだろう。

5. 現在、小泉政権は「個人情報保護法案」、「人権擁護法案」などの名称とは無縁の報道・出版規制三法案を国会に上程し、その成立を図っている。これらが自民党議員らのスキャンダル保護、政府批判報道の規制を目的にしていることは明白であり、報道の自由を侵すものである。報道、表現、出版の自由は守られなければならない。しかしながら、同社は、「報道の自由」を履き違え、平気で捏造記事を流している。また、公安当局の発表をそのまま垂れ流している。そして自らの記事の誤りを正す能力もない。同社の行為は、弱者の人権を踏みにじるものであり、非難されなければならない。

以上

投稿

# 保安処分、心神喪失とされた者の 再犯予測・予防拘禁ができる法案について

廃人餓号

「心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察に関する法律(案)」。これは昨年6月の「大阪・池田小事件」をきっかけとした、実際にはそれ以前から画策されていたものですが、小泉首相の鶴のひと声的号令ですね。とっかかりは、マスコミを巻き込み大っぴらに、そのちは病者と地域の現場の声をひろいあげることもせず、民間私立の病院の2団体、日本医師会と日本精神病院協会の2団体のみの支持の渦中(あとは反対)の中、審議されています。

医師の方が無責任にも、民間では治療できねえんだから、司法裁判官の手と口を使った収容の方へゲタをあずけてしまった。そのことが逆に、刑法改正でもできないとされてきた再犯予測(ほとんどの医師、学会が無理とする)と予防拘禁・社会防衛施策を治療の名の下に行えるとする、ロコソな司法反動を含んだ奇っ怪な法案をすすめてしまっています。病気という裁判を受けるにハンディとなるようなことを逆手に、防衛権、弁護権も剥奪された終身拘禁もありうる審判を受ける。これが法務・厚生両大臣が対象者の社会復帰の実現を抜け抜けと国会で答弁する新法の内幕です。

最近「大正天皇の[大葬]」という本をよみかえしていたら、警備の時には沿道から「要視察人」「精神病者」「ライ病者」は排除すべしという指示が出されていたそうだ。多分、犯罪など犯さなくてもヤバイ奴という見方が根底にあるわけです。そこを変えていくということが、この国の最低条件ですね。治安的に、精神病者が特別に差別(医者の数など1/3でよいとする特例etc)される世や制度はいられないとしたらその通り。でも病の勢いが強いとヘルプは必要です。

社会の反動化から病者の存在が不規律なものとされ、悪いものを投影されいけにえとされてゆけば、治るものも治らない。くさいものにふたでは、命と体を張って助けを求める声

をあげても、裏切られる可能性は高い。そういうことを準備してしまう法案は廃案においこみたい。全ての保安処分法案に反対の声を。

## 病者の当事者性

「心神喪失者等医療観察法案」(保安処分新法)は秋の臨時国会で継続審議となる。もし廃案にすることができるても、1つに刑事施設収容の病者への医療と、医療を求める手続が実地の現場で保証されているのか。さらに現行の検察官不起訴から措置入院への流れにおいても、司法手続の尊重、人権と治療の確保はなされうるのか、などの問題があり、特別立法と反動化への抵抗は持続されるべき。

そして法案が可決されたとしても、断固廃止と認識を徹底すべき、稀代の悪い意味で国際基準の先をゆく新法となる。

一度重大犯罪を犯したとみなされた人から法による救済の道を奪って、強制的医療と犯罪生物学を動員。ゆくゆくはいまだ犯罪を犯していない人にまで犯罪の因子を特定。隔離選別による初犯予防、予防拘禁を行うということにもなりかねない。精神医療そのものの無策のつけを、過剰に病気をもつ犯罪者へとおしつけたい。今回の法案、そのようなステップにすることは許されない。今夏まずどうのりきり、ベーシックにその関心と基本的な理解をすすめ、法案への対決姿勢を強め、病者には病者のペースがあるところで成果をあげられるか。そのためにこそ、小泉打倒。

## 参考資料

「Q & A 心神喪失者等処遇法 精神医療と刑事司法の危機を招く」(足立昌勝編著 現代人文社)

## 新刊紹介

## 「東京シューレ・ナソップ訪問記 ペルーの働く子どもたち ある遺言の行方」

編集発行：NPO東京シューレ

発行協力：永山子ども基金

連絡先：永山子ども基金

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-14-4 ミツヤ四谷ビル

四谷共同法律事務所内

TEL: 03-3353-7771

### 購入方法：

A5版／182ページ 送料込で、1,000円(注文の書籍と一緒に振込用紙同封。書籍が届き次第、振込みを)。お求めのかたは、FAX(03-3353-7773)にてご注文!

永山規夫氏が、「本の印税を日本と世界の貧しい子供たちへ。特にペルーの貧しい子供たちのために使ってほしい」との遺言を残して処刑されてから5年が経ちました。彼の遺言は、少しずつでも、ペルーの子供たちの自立の土台を築いていることを、この本から知ることができます。

『……永山さんの絶望や希望のマグマのような思いの中で、たどりついでいた真心が遠い地ほど受け入れる土壤があったことに日本人としての竦むような自責を感じます。……三十年、自分の不在の間に、いろいろなことがあり、抑圧されたり、つまづいた子供たちほど、インターナショナルの中では、かえって、いきいきできるのだなあと、東京シューレの人々の活動を読みました。なにか、とてもうれしい本で、一気に読み……「一粒の麦もし死なずんば——」という言葉は嫌だ。』けれども、事実として、命とひきかえにまいした種が花を坂し、実を結ぶことはある“希望は実存として、次を育てるのですね。永山さんの真心を掴んでくれた人が居たことは、彼にとっては、何と幸せなことだったでしょう。……』——重信房子

この本は、「帰考会」に縁がない訳でもありません。何せ、私達が支援してきた“最も若い帰国者”であった浴田丁君も、ペルーから帰国して丁度6年目。彼は、皆さんを始めとする多くの方々のエールを受けて、現在は元気に働いています。ありがとうございます。

この本は、「帰考会」に縁がない訳でもありません。何せ、私達が支援してきた“最も若い帰国者”であった浴田丁君も、ペルーから帰国して丁度6年目。彼は、皆さんを始めとする多くの方々のエールを受けて、現在は元気に働いています。ありがとうございます。

## インティファーダ短信 ウラルのぐみの木

前回に続いて、インティファーダが産みつつあるイスラエル内の変化を伝えるニュースをお伝えします。(『ジャパン・タイムズ』紙2002年6月4日発行)

### 1. 軍役拒否するイスラエル予備役 (テル・アビブ発AP電 DAFNA LINZER)

今年の初め、デビド・ゾンシェイン(David Zonshein)が3週間の予備役軍務を終了した時、自分が、イスラエル軍部を憤怒させ、イスラエル国内の平和運動を再度活性化させる運動をスタートさせ、家族のほぼ全員から総スカンを食うような事になろうとは予想もしなかった。

ホロコストを生きのびたユダヤ人の孫に生まれ、イスラエル軍から表彰された将校の彼がわかつっていたのは、パレスチナ・テリトリーで、もはや一日も軍役につくことができないということだった。

「期待されるような予備役軍務を果たすことは、ユダヤ人として、自分にはできません。例え、世界が私のまわりで滅びようとも、パレスチナ人の家に押し入り、その家の父親を子供たちの目の前で尋問し、侮辱するようなことは二度としないでしょう」。ゾンシェインはAP社のインタビューで、そう語った。

こうして、今年の1月に、ガザで、イスラエル軍予備役軍務について29歳のソフトウェア・エンジニアである彼は、上官を訪ねて、二度と戻らないと伝えたのだった。それから、彼は友人の一人と一緒に、インターネットに、占領の片棒をかつがないとする匿名の手紙を流した。

「私達は、ガザ地区で見たことに、怒り心頭に発しており、トラウマを受けていたので、その手紙を出すことにしたし、もし10人の将校が私達に参加するなら、本名で公表しても良いと合意したのだった。ある友人は、どうせそんな事は起こりはしないと言ったが、もし私のような者がこんな風に感じるなら、何百人もが同じように感じているに違いないということがわかつっていた。」

彼の言ったとおりだった。1週間もしないうちに、50人の将校から反応を得て、こうして、「拒否する勇気」(Courage to Refuse)が生まれた。彼らは、イスラエルで最も有名な新聞に書簡を掲載し、2週間後には、200人に膨れ上がった。

それは、3、5ヶ月前の話だ。現在は、「拒否する勇気」には460名ものイスラエル男性が、その殆どはイスラエル軍将校だが、集まっており、彼らの出身は多岐多様だが、イスラエル占領地——300万人余りのパレスチナ人と20万人のユダヤ人入植者が住んでいる——におけるイスラエル軍の存在に反対する点で一致している。

彼らの行動は、賞賛と同時に批判的になり、「拒否する者たち」——かつては、ソビエト体制を批判したが為にイスラエルへの移民を拒否されたロシアのユダヤ人を指した名まえだった——という新しいニックネームを頂戴している。

高校卒業後、イスラエル男女の殆どが義務兵役に就き、兵役終了後も40代半ばまでは、年間1月と1週間は予備役義務を負うような社会においては、この運動は賞賛よりも批難ごうごうである。多くのイスラエル人は、この運動に参加する者はイスラエルの士気を脅かすものとみなし、軍は、過去4ヶ月に彼らのうち80名を営巣に入れた。軍役に就いている予備役将校200名は、「軍役拒否という危険かつ非民主的なイニシアチブ」を批判する書簡を公表した。

しかし、イスラエルの平和運動は、「拒否する勇気」が平和の大義を再活性化したとみている。「平和運動は崩壊した。ぶざまな敗退状況にある和平過程と平和運動が同一視されたからだ。」と、ピース・ナウ運動スポーツマンのディディ・レメズ(Didi Dimez)は語る。「我々には再結集する時間が必要だったし、この予備役将校達は、我々を後押ししてくれた」と。

だが、個人的な代価も払わねばならない。「私の親戚の多くは宗教的で、西岸やガザの入植村に暮らしている。」と、ゾンシェインは語る。彼の力強い声は、少しやわらいだ。「彼らは、私のやったことを厳格にうけとめ、二度と私に口

をきいてくれなくなった」。

ショーン・ラコブ(Shawn Lacob)の家族は、彼が家と呼ぶキブツである。普通、そうした共同農場はリベラリズムの砦なのだが、トロントから11年前に移住してきたラコブが、今年の3月に、占領地で軍務に就くより営巣に入ると公言した時、まっすぐに割れた。

キブツ・スラ(Kibutz Sura)のメンバーがジェニーンで予備役軍務に就いていた時に負傷した直後に、ラコブのこの決心があった。

「当時、キブツでは、その問題が物議をかもしていた」、32歳で、キブツの青少年カウンセラーをしているラコブは、こう振り返る。「ある父親は、私が教育現場でこれ以上働いて欲しくないと言った。が、私は、子供達には、決してこの話はしないという約束をした。」

ラコブは、西岸での3週間軍務拒否の廉で31日の営巣入りを甘受した。営巣から釈放された時、彼は、ジェニーンで負傷した人を避けていた。「今では、食堂で顔を合わせれば笑顔を交し合うようになったものの、ジェニーンの問題を持ち出す勇気はまだない。」

イスラエルーアラブ戦争で生まれた平和運動は、「拒否する勇気」が初めてではない。元々、ピース・ナウ運動も、1982年のレバノン侵略時、生まれたのだった。

「拒否する勇気」運動参加者は、イスラエル国内での軍務なら受け入れるので、古典的な意味での良心的兵役拒否者とは言えない。ゾンシェンは言う、「毎年40日の軍役を果たすし、イスラエルの防衛のためとあれば、あと80日、どこででも軍役を果たす。だが、テリトリー\*内では、やらない。」

訳注：イスラエル人は、イスラエル軍占領地をテリトリーと呼ぶようです。イスラエル領土とは区別して。

## 2. 平和にチャンスを

活動家達は、自らを火線に晒す (Na o Shimoyachi：スタッフ記者)

4月1日だった。世界中から集まったアイサ・キヨスエと100名近くの活動家はベツレヘム北部、ベイト・ジャラー(Beit Jala)のドヘイシャ・キャンプ(Dheisha Camp)に向かって、イスラエル軍が同キャンプに攻め込むのを阻止

すべく歩いていた。彼らは勇気凛々、手を叩いたり、高らかに抵抗歌を歌いつつ行進していくが、その時、イスラエル戦車が1台行く手に現れた。

戦車が近づいてきた時、キヨスエはそれが何を意味するか理解はしていたが、楽観的だった。「非暴力的なプロテスチト者に発砲してくるとは思ってもみませんでした」と、キヨスエは言う。

が、イスラエル戦車は発砲してきた。戦車から、イスラエル兵士の一人が、行進している人々の足下に威嚇射撃をしてきた。8人が破片を受けて、負傷した。キヨスエも負傷した一人で、先月、右下肢から金属破片摘出の手術を日本国内で受けた。

英国ブラッドフォード大学大学院生のキヨスエは、「国際連帯運動」ISM(International Solidarity Movement)、パレスチナ人主導の国際運動連合体で主要には欧米人が主力のNGOで非暴力的直接行動でイスラエル軍によるパレスチナ領土への侵略を阻止しようとしている、の呼びかけに応えて、ベツレヘムにやってきた。「パレスチナ人民防衛草の根インターナショナル」、GIPP (Grassroot International Protection for the Palestinian People)、パレスチナ人主導の国際団体の集合体、と共同して、ISMは、西岸とガザ地区に、約600名の国際活動家を集めて大衆的防衛キャンペーンを敢行した。活動家達は、『人間の盾』となるべく、パレスチナ人の家や村に行き、パレスチナ自治区におけるイスラエルの人権蹂躪の現実を世界に訴えようとした。

2001年12月以来3回目となるこのキャンペーンは、本年5月2日に、閉じ込められたパレスチナ人に食糧を届けるべく10名のISMメンバーがイスラエル軍の封鎖網を突破してベツレヘムの聖誕教会に入り、ラマッラーの大統領府に閉じ込められていたアラファト議長封鎖を終結させたのもISMの別のグループの存在があったということがメディアの注目を浴びた。ISMには、各国から2,500人ほどが参加しており、イスラエル軍がパレスチナ人の町や村を襲撃するのを止めないので、今月末に、第四次キャンペーンが計画されている。

マハトマ・ガンジーやマルティン・ルーサー・キング師の哲学に共鳴し、ISMとGIPPは、暴力

は、敵に憎しみを抱かせるだけなので非生産的だと考えている。彼らは、暴力ではなく、道徳的に正しい方法に訴えたり、攻撃を受けても恐れない態度を示すことで、「敵方を味方に変える」のを目指している。

自爆事件の報道の洪水の中では、こうした試みがあるとういのは想像しがたいが、パレスチナ人には、このような非暴力的レジスタンスは目新しいことではない。第一次インティファーダ当時、つまり、イスラエル軍の西岸・ガザ占領継続への対応として1987年12月に開始されたが、その頃の方法であった。攻撃的な戦術は、完全武装したイスラエル軍からますます苛酷な弾圧を引き出すだけだということを承知していたパレスチナ人たちは、暴力に訴えるのを主に投石、それは象徴的なレジスタンス行動であるが、にとどめた。

しかし、大量逮捕や西岸・ガザの封鎖など、イスラエルが弾圧を強化していくにつれ、不満が高まり、レジスタンスの指導部が運動の主導権を失い、人々は、火炎瓶攻撃などのより攻撃的な手段に訴えるようになった。「インティファーダを生きて」を著わした英国人研究者アンドリュー・リグビー(Andrew Rigby)は、こうした暴力的手段にエスカレートした点を、インティファーダの失敗とみなし、「相手の心と頭を動かそうとする努力との関係において」そうした行動が非生産的であったと指摘している。

2000年9月の第二次インティファーダ開始以来、紛争の平和的解決を真剣に模索したパレスチナ人指導者たちは、非暴力的なレジスタンスを連携するよう多様なNGO間に働きかけた。それらのNGOの多くは、第一次インティファーダ時代に、治療の必要性や、麻痺した共同体サービスを補完するものとして形成されてきたもの

また、第一次インティファーダ敗北の原因の一つに、イスラエル軍の侵略的戦術を抑えるような国際監視団を導入できなかつたとして、外部の援助も活発に求めた。主要な調整体であるISM(2000年12月結成)もGIPP(2001年5月結成)も、こうした努力の結果、誕生した。(ISMは、最近GIPPの1参加団体となった)

キヨスエは、非暴力行動を促進するに当たって、外国人が果たす役割の重要性を強調する。彼女によれば、パレスチナ人は大体はISM一

GIPPのデモや行進には参加しないが、もし参加する場合は、外国人の隊列の奥深くに入る。「もし、パレスチナ人が隊列の先頭にいたら、イスラエル軍が、パレスチナ人の頭や心臓を狙い撃ちするのは間違いないもの」と彼女は言う。

抗議行動への参加準備は入念である。外部から来たボランティアは、難民キャンプ入りする前に、1日半の訓練を受ける。最新の政治情勢とイスラエル兵と交渉する具体的な方法について。のような訓練ぬきでは、攻撃的になってしまってしまって、イスラエル軍の銃撃を挑発する危険を招いてしまう。

キヨスエによれば、彼女のグループは、イスラエル兵と衝突する意思がないことを示すために、両手を高く挙げ、デヘイシャ・キャンプに入りたいだけだと言おうと話しかった。だが、彼女たちが、この計画を実行に移す前に、銃撃されてしまった。

第三次キャンペーンを始めた5月29日は、西エルサレムで自決者爆弾があり、しかも初めて女性がやつた、イスラエル軍が西岸に大規模軍事作戦を展開したのと重なってしまった。彼女がベツレヘム近くのデヘイシャ・キャンプ出身であったことから、主要にキリスト教徒が多いベツレヘムの町は、イスラエルの報復に恐れおののいていた。

次の日の夜、キヨスエは、パレスチナ人に連帯の意志を示すべく、ベツレヘム近くの別のキャンプに行った。「一人のパレスチナ人は、コーヒーやお茶を出してくれたけど、身体が震えていた。他の人たちは、何か(イスラエルの軍事行動についての)情報がないかと、神経質にTVのスイッチをひねりまわしていた。」キヨスエ本人も、もし町が攻撃されたら、自分自身も死ぬかもしれないと初めてわかって、怖かったそうだ。いざとなつたら、泊めてくれたパレスチナ人と一緒にすぐに逃げ出せるようにと、彼女は自分の荷物をまとめて、自分の側においた。

4月1日の銃撃は、こうした緊張した情況下で起こつたのだった。病院で手当てを受けた後、キヨスエはホテルに戻つたが、その晩遅く、大音響に眼を醒まされた。占領しようとして、戦車5台がベツレヘムになだれ込んできたのだ。この日から5月10日まで、ベツレヘムは占領された。(イスラエル軍は、5月25日にも、ベツレヘ

ムを始め、西岸の町村を再占領した。)

キヨスエのパレスチナ問題への関心は、第一次インティファーダに始まった。パレスチナ人は世界で一番抑圧された人々で、国際社会から無視されているが、彼らが自由を獲得するのは時間の問題だと感じていた。第二次インティファーダになって、イスラエルの対応がエスカレートし、更に手の込んだものになっていくのを見て、自分が間違っていたのを悟った。この眼で情況を見たいと思い、2000年12月、写真をとて、被占領地で起こっている事を人々に伝えるつもりで、ベツレヘムのアスール・キャンプに入った。ブラッドフォードに戻ってから、彼女は講演したり、ワークショップをしたり、スライド上映会をした。パレスチナ人を援助するのに最も良い方法は何かを熟慮した結果、イスラエル軍とパレスチナ人の間に自分の身を晒そうと決めた。「(非暴力が)いつも最良の方法だとは思わない。でも、他に方法がないから、これしかやる事ができない。」と彼女は言う。

パレスチナの人々の關いは、新しい連帯の姿を様々に促しているように見えます。日本

の人々のパレスチナ連帯を見てみると、かつて武装闘争で連帯した日本赤軍があれば、医療品・医師を送る仕方あり、里親運動あり、非暴力直接行動あり、献花行動ありと、「人間は捨てたものではないな」という実感がします。誰かに理解されたい、感謝されたくて連帯する人も居れば、止むに止まれぬレジスタンスに飛び込む人もいるでしょうし、自分を実現したくて連帯する人もきっと居るのでしょう。

それにつけても、イスラエル経済成長率は2000年には6.6%であったものが、2001年は0.6%。イスラエル人の失業者20万人で、「30万人もの外国人労働者(=イスラエル国内に毎日出稼ぎに行くパレスチナ人のことです)を雇うことは不可能」と、経済大臣が公言しています。戦争政策は、産軍複合体を肥え太らせるだけで、問題の解決には一向に向かいません。歴史的な不正の帳尻を合わせるのは、侵略され、植民地にされ、人としての尊厳を否定され続け、不正義を耐え忍んできた側が決定することではないでしょうか？ そうした決定に向け、我が国が公正な立場をとるよう、これからもモニターを続けたいと思います。

## <みなさま、詐欺にご用心>

仙台の住人丸岡さんから当会に警告がきました。詐欺に注意して欲しいとのこと。本人に無断ですが、一部お知らせします

「見分け方。次のようなことを口にすれば、一切信用しないように。」  
 ①「金を出してくれ」「丸岡に貸したので返して欲しい」等。  
 ②「本人から[秘密の]伝言がある」  
 ③「本人に伝えたい大事なことがあり、家族を紹介して欲しい。連絡先を教えて欲しい」の類。

実は、既に被害に会った家族もあるそうです。中には、「関係ない」として追い返している方も居られると聞き、頼もしく思います。純粹な(変な言い方ですか?)詐欺かもしれない、もしかしたら、支援する側と家族とを対立させようとする公安政策の一環かもしれないと考えすぎてみたりします。いずれにせよ、国際的な活動をしてきた分、外国からも、いろいろな人が来たりするので、私達支援の側も、刺激が多いです。数年前には、「秘密裏に、日本赤軍に接触したいが、どうしたら良いか？」なんて聞いてきた外国の人もいました。「こっちが聞きたいです」と答えたのですが。

獄中者の皆さんも、いろいろな方が面会や差し入れに来られるでしょうが、どうか、詐欺には気をつけて下さい。「誰々と文通していた」とか、「誰々さんから頼まれた」とか聞いても、必ず、確認をとってから、対応をお願いします。

## 「3・30—5・30異見」和光晴生

檜森さんの自決をめぐり、多くの方々の追悼文を読んだ。

私自身も整理がつかぬままいくつかの文章を発表してきた。それらには共通して「遺された者」としての分の悪さが表現されている。何を語っても虚しく、満たされることのない想いが募るのみで、それが他の人たちのとらえ方、受けとめ方への異議・不満足の意の表明という形になる。

獄中者たる私は他の人と語り合える機会を持たないし、獄外の人々がどう問い合わせたりしているのかを知ることもできない。それゆえ、これは私の推測でしかないのだけれど、檜森さんの死について、あれこれ述べることがはばかられるような雰囲気が醸成されてしまっているのではないか、との危惧も抱きはじめている。あれこれの解釈を披瀝するのは「生者のおごり」であるとの声もある。ごもっとも。実際、「殉教」だなんて、彼がいつ、モスレムやらクリスチヤンやらに改宗したのかと誤解されかねない言い方もあった。「殉教」という言葉はアラブ世界などではともかく、日本ではじまない。「非暴力直接行動」とかの持ちあげ方も、自らの当面の関心角度にひきつけての都合のいい解釈でしかないようと思われる。自殺とは文字どおり、自らを殺す行為だ。人ひとり死んでいるのに非暴力と言うことはできない。無関係の人を被害者にしなければ非暴力だなどという論点では粗雑にすぎる。「殺すな」と言うのなら、自らをも殺すな、なのだ。「犠牲」などという言葉へのスリ換えも御免こうむる。

グローバリズムが貫徹された世界では、無関係、無関与を言える余地はどんどん減って来ている。かつて、リッダ空港は戦地だから、そこに赴く者は犠牲者となることも止むを得ない、とする主張もあった。被抑圧民族・被害者による報復としての加害という論理なのだが、「戦地」と規定する認識

が共有されないところでは説得力が今ひとつである。むしろ強調すべきは、加害・被害の関係性への関与は自ら関知しないところでも、既に成立してしまっている、との認識・世界観ではないだろうか。そしてまた、加害・被害者の関係性は固定されたものではなく、相互に転化しあうことも認識する必要がある。

そこで檜森さんに話を戻すと、彼が「リッダ闘争主体から遺された者、今も生きながらえている者」と自らをとらえ続ける以外なかった心情が、彼の遺稿たる「水平線の向こう—5・30リッダ覚え書き」で吐露されていた。その檜森さんが、パレスチナの地で続けられている大虐殺に抗議し、焼身自決を遂げたところで、私を含む多くの人たちを「遺された者」たらしめてしまった。

さかのぼって、リッダ戦士もまた「遺された者」との想いを抱いていたことは容易に推察しうる。同志虐殺・肅清へと向いつつあった連赤・森指導部から「脱退・分派」に等しい形でアラブに来たのがバーシム奥平さんたちだった。虐殺された連赤のメンバーには友人・知人が含まれていたはずである。加えて、72年1月にベイルートの海でオーリード山田さんが水泳中に溺死するアクシデントが起り、サラーハ安田さんもユセフ檜森さんも「遺された者」との想いを強めざるを得なかつた事情が前述の檜森さんの遺稿には書かれてあった。

日本では死者を偲ぶ「通夜」とか「四十九日法要」とかが遺された者の心の浄化の場として機能してきた。死者の誠意・熱情に正面から対峙する気構えがあるのなら、「生者のおごり」とされることなど怖れず怯まず、大いに故人について語り合うべきなのではないか。もって故人についての認識を深め、自分たちの故人への関わり方がどうであったのか、どこが不十分・不具合であったかを多方面から問い合わせ、明らかにし、遺された者、

以後も生きゆく者同士、どう関わり合っていくべきかをつかみ出すようにこそすべきなのでは、と私は思う。

全共闘世代ははや還暦に手が届く年令となっている。いかに生きるか、どう共に生き抜くかを問い合わせ、答えを実践する時に来ている。そんな年令にあることを踏まえ、指摘しておきたいことがある。

「遺された者」たることは「故人と自分」「あのひととわたし」といった個別の関係に拘泥し、そこに閉じこもりがちである、という問題があるのだ。そんな在り方では、故人と他の人たちとの関係が見えにくくなってしまう。さながら唯一神とその信者との関係の如く、自分と特定の対象との関係のみが基軸になってしまい、自らが所属するコミュニティーなり勤務先なりの社会的関係が二次的なものとなってしまうような事態である。(ついでながら、「民主集中制」には一神教型組織論のパクリと思えるところあり。)

自分と檜森さんとの関係に限定した視座からは、他の人がその人の檜森さんとの関わりについて語っていることが空々しく響いてしまうこととなる。そうなったら要注意。

モスレムの社会では信者同士が信心深さをお祈りへの集中度とかで競争しあうような関係になる例と、同時に、神と自己という個別の関係性と、地域コミュニティー内での人間関係とが、自律・他律(もしくは自力・他力)のダイナミズムをも生み出す例とを私は数多く目にして来た。

では「遺された者」が横の人間関係・社会関係に活力をもたらすような可能性はどう実現されるのか。まずもって「遺された者」が自覚すべきは、「遺された者」という過度の想いこみ、あるいは特定の個別の関係へのもたれこみとかは、他者にとっては何ともうつとおしいものとして映るということである。

私の経験を率直に述べると、アラブに先達者として居た人たちが「リッダ戦士を直

接知る者」ということで何かしら優位な位置にあるような想い込みを持っているよう見え、「つきあいきれん」と感じたということがあった。「リッダ戦士を直接知る主体」ということは、見方を変えれば「リッダの実行部隊・当事者」ではない、ということでしかないのだ。男女を問わず、「なぜ実行者とならなかつたのか?」との問いかけの対象でしかない。こうなると、その延長上では、「リッダを看板にして食いつぶしている主体」あるいは「外された者」つまりは「遺された者、今も生き残っている者」ということにしかならない。実際、解散を宣言するまでの旧「日本赤軍」にはそんな流れが続いていたように見うけられたし、解散後の個々人の生き様にも、活動上にも尾をひいているように見える。

そんなこんなで、「リッダ戦士」の遺志を継ごうと決意することが、以後の闘いのあり方を狭めてしまった側面も否定できない。自らの「想い」への拘泥は客観的な判断を失わせる。連赤後、そしてリッダ以後、アラブの地に在る者に問われていた闘い、任務は何であったのか、「想い」からではなく、現実の中からこそ答えは見い出されなければならない。実際には、「リッダ」以後、在アラブの日本人主体は現実を客観的に把握し、認識する方途が狭められてしまっていた。保安・守秘等を理由に、不必要なほどの制約が行動・活動上に設定されてしまっていたのである。「リッダ」への想いと「アラブ・パレスチナ解放闘争の現実」とが「自律・他律」のダイナミズムを生み出す関係たりえないものとなっていたのだ。むしろ、自らにとっての必要性、自らの利害に押された闘いの方向の設定がなされてしまっていたのではないかとのとらえ返しが問われていると言える。

(以下次号掲載)

◎戸平和夫さん

控訴審判決、九月五日(木)午前十時～

◎西川純さん

八月二〇日午後一時より、八月二一日午後一時十五分～ どちらとも、Y証人出廷予定。

◎和光晴生さん

十一月十一日から十三日までハーグの監禁被害者尋問(いずれも全日)。

おそらく、三日目は予備日。

◎重信房子さん

八月三〇日、一〇月七日、一〇月三〇日、十一月十九日、十二月二〇日

いずれも十三時十五分～ 一〇四号法廷

#### No.106Contents

9・28「インティファダ・アル・アクサ」2周年記念連帯集会 P2

浴田由紀子さんからの便り P4

戸平和夫さんからの便り P5

戸平和夫控訴趣意書 P8

丸岡修人権救済申し立て書 P15

保安処分、心神喪失とされた者の再犯予測・予防拘禁ができる法案について

廃人餓号 P16

「東京シユーレ・ナソップ訪問記 ペルーの働く子どもたち ある遺言の行方」 P17

インティファーダ短信 ウラルのぐみの木 P18

みなさま、詐欺にご用心 P21

「3・30—5・30異見」 和光晴生 P22

#### 【編集後記に替わる集会案内】

## パレスチナに献花を！

対イスラエル大使館抗議行動

1周年記念討論集会

**日時：**8月24日（土）午後3時～6時

**場所：**日本キリスト教会館4F（東京・早稲田）

**議事：**パレスチナ現地報告、スライドで見るこの1年、他

**資料代：**500円

**日本の中からも、イスラエルにNOの声を！**

暑いですね。皆さん、ご自愛下さい。(K)